

坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 市は、坂出市自主防災組織育成推進要綱（平成 17 年坂出市要綱第 号）の趣旨に則り、自主防災組織の結成促進および活動の活性化を図るため、自主防災組織が行う第 4 条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において自主防災組織資機材整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(趣旨)

第 2 条 補助金の交付については、コミュニティ助成事業実施要綱（財団法人自治総合センター制定）の規定の適用を受けるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(自主防災組織の定義)

第 3 条 この要綱において「自主防災組織」とは、坂出市自主防災組織育成推進要綱第 3 条に規定する基準に適合し、かつ、同要綱第 7 条の規定による届出をしたものをいう。

(交付の対象および補助金の額等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) コミュニティ助成事業実施要綱の適用を受ける自主防災組織育成事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める自主防災組織資機材整備事業

2 補助金の交付の対象となる経費および補助金の額は、別表第 1 のとおりとする。

3 第 1 項第 1 号の事業への補助金の交付は、1 組織につき 1 回限りとする。

4 第 1 項第 2 号の事業への補助金の交付は、1 年度につき 1 回限りとする。

5 第 1 項第 1 号の事業および第 1 項第 2 号の事業への補助金は、同一年度において重複して交付しないものとする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は，坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて，市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（様式第 2 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 市長は，前条の申請書の提出を受けたときは，速やかにその内容を審査し，必要に応じて実地調査等を行い，補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は，前項の規定により補助金の交付を決定したときは，坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により，その内容を申請者に通知するものとする。

3 市長は，前項の補助金交付決定に条件等を付することができる。

(補助事業の遂行)

第 7 条 申請者は，補助金交付決定の内容およびこれに付された条件等に基づき，誠実に補助事業を行わなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第 8 条 申請者は，補助事業を変更し，中止し，または廃止しようとするときは，速やかに次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 第 5 条の申請書または添付書類に，内容または記載事項の変更があるときは，坂出市自主防災組織資機材整備事業変更申請書（様式第 4 号）を提出し，市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し，または廃止しようとするときは，坂出市自主防災組織資機材整備事業中止（廃止）申請書（様式第 5 号）を提出し，市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないときまたはその遂

行が困難となったときは，市長に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第 9 条 申請者は，補助事業が完了したときは，坂出市自主防災組織資機材整備事業実績報告書（様式第 6 号）に収支決算（予定）書（様式第 7 号），事業に要した費用の領収書その他市長が必要と認める書類を添えて，速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は，前条の実績報告書が提出された場合において，当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件等に適合すると認めるときは，補助金の額を確定し，坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金確定通知書（様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は，補助金の交付を受けようとするときは，坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 11 条 市長は，前条第 2 項の請求書を受理した後，速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消しおよび補助金の返還）

第 12 条 市長は，申請者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し，すでに交付した補助金があるときは，期限を定めてその全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を申請の目的以外に使用したとき。
- (3) 前 2 号に定めるものを除くほか，市長の指示に従わなかったとき。

（書類の整備）

第 13 条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)

は、補助事業の施行および収支の状況に関する書類、帳簿等を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しておかなければならない。また、市長から求められたときは、提出しなければならない。

(検査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、担当職員に前条の書類等の検査をさせ、または補助事業の執行状況について実地調査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、当該財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(補助事業者に対する指導)

第16条 市長は、補助事業者に対して、次に掲げる指導を行うものとする。

- (1) 防災資機材等を活用した定期的（年1回以上）な防災訓練を行うこと。
- (2) 防災資機材等の定期的な点検を行うこと。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助対象事業	補助の対象となる経費	補助金の額
コミュニティ助成事業実施要綱の適用を受ける自主防災組織育成事業	コミュニティ助成事業実施要綱第 2 の 1 . の (3) のアに規定される事業の経費	財団法人自治総合センターから交付される助成金と同額
その他市長が必要と認める自主防災組織資機材整備事業	<p>メガホン・消火器・救急箱・担架・避難誘導旗・腕章・強力ライト・非常持出し袋・消火栓器具等の資機材整備経費。ただし、各家庭への配布を目的とする資機材は、ヘルメットを除き、原則として対象外とする。</p> <p>簡易な資機材倉庫の整備経費</p> <p>その他自主防災組織の活動強化に必要と認められる事業に要する経費</p>	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額。ただし、初回の限度額を 50 万円とし、2 回目以降の限度額を 10 万円とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

坂出市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

（個人にあつては、住所および氏名）

坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付申請書

年度において次のとおり補助事業を実施したいので、補助金を交付されるよう坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	
2 事業名	
3 事業の目的	
4 事業の内容	
5 着手・完了予定年月日	
6 事業の効果	
7 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他()
8 備考	

様式第2号（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
坂出市自主防災組織 資機材整備事業補助金	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

第 年 月 日 号

殿

坂出市長

印

坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	
3 補助金の交付決定額	円
4 交付条件	<p>(1) この補助金は、坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 事業が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認または指示を受けなければなりません。</p> <p>ア 内容を変更するとき。（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）</p> <p>イ 中止し、または廃止するとき。</p> <p>ウ 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。</p> <p>(3) 補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書、収支決算書等を提出してください。</p> <p>(4) 市長が必要であると認めるときは、担当職員に書類等の検査をさせ、または補助事業の執行状況について実地調査をする場合があります。</p> <p>(5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(6) 坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。</p>

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

坂出市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

（個人にあつては、住所および氏名）

坂出市自主防災組織資機材整備事業変更申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので、坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱第8条第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業名	
2 事業の目的	
3 変更した事業の内容	
4 変更後の着手・完了予定年月日	
5 添付書類	(1) 変更後の収支予算書 (2) その他参考書類
6 備考	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

坂出市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

（個人にあつては、住所および氏名）

坂出市自主防災組織資機材整備事業中止（廃止）申請書

次のとおり、補助事業を中止（廃止）したいので、坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱第8条第2号の規定により申請します。

1 事業名	
2 交付決定年月日および発送番号	年 月 日 第 号
3 中止（廃止）の理由	
4 中止（廃止）の年 月 日	年 月 日
5 備考	

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

坂出市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

（個人にあつては、住所および氏名）

坂出市自主防災組織資機材整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助金等の額	
2 事業名	
3 交付決定年月日および発送番号	年 月 日 第 号
4 着手・完了 年 月 日	
5 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 領収書 (3) その他()
6 備考	

様式第7号（第9条関係）

収支決算（予定）書

1 収入の部

区 分	決算（予定）額	摘 要
坂出市自主防災組織 資機材整備事業補助金	円	予定
計		

2 支出の部

区 分	決 算 額	摘 要
	円	
計		

様式第8号（第10条関係）

第 年 月 日
号

殿

坂出市長

印

坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付額については、次のとおり確定したので、坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	
3 補助金の交付確定額	

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

坂出市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

（個人にあつては、住所および氏名）

坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付確定額の通知を受けた補助事業について、次のとおり坂出市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により請求します。

1 事業名

2 請求額

円